

(お 知 ら せ)



平成17年10月21日
日本原子力発電株式会社

東海発電所、東海第二発電所 原子力事業者防災業務計画の修正について

当社は、原子力災害対策特別措置法に基づき、茨城県知事及び東海村長との協議を経て、「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」を修正し、本日、経済産業大臣へ届け出いたしました。

また、同法に基づきこの計画の要旨を別紙のとおり公表いたします。

当社といたしましては、今後とも、東海発電所並びに東海第二発電所の原子力防災体制の充実に努めて参ります。

以 上

「東海発電所、東海第二発電所原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

平成17年10月21日

日本原子力発電株式会社

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条1項の規定に基づき、東海発電所並びに東海第二発電所の原子力事業者防災業務計画を修正したので、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表する。

1. 修正の目的

関係周辺市町村の合併に伴う名称修正、および経済産業省等の組織改正に伴う修正等。

2. 修正年月日

平成17年10月21日

3. 修正の要旨

項 目	概 要	修正内容
名称等の変更	関係周辺市町村の合併に伴う名称修正	名称変更を反映した。 ・大宮町総務課→常陸大宮市市民課 ・日立市交通防災課、十王町総務課→日立市生活安全課 ・常陸太田市総務課、金砂郷町総務課、水府村総務課、里美村総務課→常陸太田市総務課 ・那珂町→那珂市 ・那珂町企画課、瓜連町企画財政課→那珂市生活安全課 ・常北町企画財政課、桂村総務課→城里町総務課
	経済産業省、消防庁の組織改正に伴う修正	組織改正を反映した。 ・経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部電力安全課発電室→経済産業省関東経済産業局総務企画部総務課、経済産業省原子力安全・保安院関東東北産業保安監督部電力安全課 ・消防庁防災情報室→消防庁防災課
	日本原子力研究所と核燃料サイクル開発機構の合併に伴う名称変更	新しい組織名を反映した。 ・日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構→独立行政法人日本原子力研究開発機構

(参考：原子力事業者防災業務計画の主な内容)

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本構想、運用、修正について
第2章 原子力災害予防対策の実施	原子力防災体制、原子力防災管理者の職務、非常事態の宣言・解除の方法、放射線測定設備・原子力防災資機材の設置、点検及び防災教育・訓練の実施等平常時に備えるべき事項を記載
第3章 緊急事態応急対策等の実施	緊急事態が発生した場合の通報、退避誘導、モニタリング、医療、拡大防止対策、広報等の応急措置の実施、オフサイトセンターとの連携について
第4章 原子力災害事後対策の実施	緊急事態解除宣言が出された後の発電所の復旧対策、広報やモニタリング活動のための原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与等について
第5章 その他	他の原子力事業所への協力について

以 上